




アストのなっとく講座 ～地震保険 支払われる保険金のお話編～


 寿寿 (じゅじゅ)・・・しっかり者のお姉さん猫

 はっば・・・わがまま、気まぐれな妹猫


 今日は地震保険の支払われ方について勉強しましょう。


 支払われ方・・・？
実際地震があった時に、貰える金額ってこと？

 そう。
実は地震保険の支払われ方は、4つのパターンに分かれているの。
実際に被害があった金額というわけではないから、注意が必要なのよ。


 え、そうなの？知らなかったわ・・・。
それと、4つのパターンで、どんな分け方？


 それはね、
「全損」「大半損」「小半損」「一部損」の4つなの。


 うーん・・・きっと損害の程度によって違うんだろうなってのはわかるけど。
なんか難しいにゃ。

 保険金をできるだけ早く公正に支払いができるようにってことで
「全損」であれば、契約金額の100パーセント
「大半損」であれば、契約金額の60パーセント
「小半損」であれば、契約金額の30パーセント
「一部損」であれば、契約金額の5パーセントと決められているわ。

 なるほどねえ。

 地震保険は、被災後の当面の生活を支えるための保険。
被災後にある程度の一時金が受け取れたら
その後の生活の立て直しも早く進むわよね。
それには、迅速な保険金の支払いがしてもらえるように『どこで地震保険に加入するのか』も大切よ。
過去の支払い実績がスムーズな保険会社を選んだり、被災後連絡が取れないなんて言う事が無いように、しっかりとした代理店や担当者を選ぶことも重要ね。

 さらに、警戒宣言が発令された後には、地震保険は契約できないの。
「大規模地震対策措置法に基づく警戒宣言」が発令されると、東海地震に係る地震対策強化地域内である私たちの住む諏訪地域の建物や家財は、新たに地震保険に入ることはできないし、今ある契約を増額することもできないのよ。だからっ！早めの備えが大切なの。

 本当ねえ。
お家の修理や建て直し、家財の買いなおしなんかでかかるお金は本当に沢山必要になるものね。
改めて地震保険、大切にゃ！！

アストのほけん

 0120-57-2760 長野県諏訪市南町10-5

■定休日/日曜日・祝日 ■営業時間/ 10:00 ~ 19:00

E-mail:ast@view.ocn.ne.jp HP:http://astnohoken.com/